

西宮市営住宅等指定管理者評価検討会議設置要綱

(目的)

第1条 西宮市営住宅条例（平成8年西宮市条例第44号。以下「条例」という。）に規定する市営住宅、共同施設、物置及び店舗等の管理を行う指定管理者（以下、「指定管理者」という。）が実施する業務等を評価するにあたり、専門的な経験や知識に基づく高度な意見を聞き、評価方法を決定する際の参考にするため、西宮市営住宅等指定管理者評価検討会議（以下、「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次の事務を所掌する。

- (1) 指定管理者の評価方法に関する事項
- (2) 指定管理者評価結果の公表方法に関する事項
- (3) その他、指定管理者の評価に関して必要な事項

(構成)

第3条 検討会議は、委員3名で構成する。

- 2 委員は、前条に規定する所掌事務に関し学識経験を有する者等の中から、市長が選任する。

(開催)

第4条 検討会議は、必要に応じてその都度市長が招集する。

(庶務)

第5条 検討会議の庶務は、都市局住宅部住宅調整課において処理する。

(謝礼)

第6条 委員が検討会議に出席した場合は、謝金を支給する。

- 2 前項の謝金の額は、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償条例（昭和31年西宮市条例第19号）別表に規定する附属機関の委員に支給する報酬の額を準用する。

(秘密の保持)

第7条 委員は職務上知ることができた情報、その他秘密にすべき事項を漏らしてはならない。

- 2 前項の規定は、委員がその職を退いた後も同様とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項については、市長が別に定める。

付則

この要綱は、平成31年1月1日より施行する。

付則

この要綱は、平成31年4月1日より施行する。